

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年3月27日(金曜日)

号外第15号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
〇規則		
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(政策・市町村課)	1	3
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(総務・人材課)	1	23
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行期日を定める規則(県民・次世代育成課)	1	24
認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(県民・次世代育成課)	2	24
神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(県民・次世代育成課)	2	24
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(県民・次世代育成課)	2	25
神奈川県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(県民・次世代育成課)	2	25
神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部を改正する規則(政策・土地水資源対策課)	2	26
神奈川県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則(政策・情報公開課)	2	26
神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則(県民・人権男女共同参画課)	2	26
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則(県民・NPO協働推進課)	3	26
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・大気水質課)	3	26
神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(環境農政・水産課)		3
医師法等に基づく書類の経路に関する規則の一部を改正する規則(保健福祉・総務室)		23
神奈川県病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則(保健福祉・県立病院課)		24
歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則(保健福祉・医療課)		24
神奈川県立よこはま看護専門学校条例施行規則の一部を改正する規則(保健福祉・保健人材課)		24
調理師法施行細則の一部を改正する規則(保健福祉・環境衛生課)		25
小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(保健福祉・環境衛生課)		25
魚介類行商等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(保健福祉・食品衛生課)		25
海岸法施行細則の一部を改正する規則(県土整備・砂防海岸課)		26
砂利採取法施行細則の一部を改正する規則(県土整備・砂防海岸課)		26
神奈川県歯科技工士国家試験委員規則を廃止する規則(保健福祉・保健人材課)		26
〇訓令		
許認可等事務の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程(政策・政策法務課)		26
〇公安委員会規則		
神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警察・警務課)		30
<hr/>		
規 則		神奈川県規則第20号
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成27年3月27日 神奈川県知事 黒岩祐治		附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成26年神奈川県条例第54号)附則第2項の規則で定める日は、平成27年3月31日とする。
神奈川県規則第19号 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成26年神奈川県条例第53号)附則第3号に掲げる規定の施行期日は、平成27年4月2日とする。		幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成27年3月27日 神奈川県知事 黒岩祐治
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。 平成27年3月27日 神奈川県知事 黒岩祐治		神奈川県規則第21号 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行期日を定める規則 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年神奈川県条例第52号)の施行

期日は、平成27年4月1日とする。

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第22号

**認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則**

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第58号）の施行期日は、平成27年4月1日とする。

神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第23号

**神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例
の一部の施行期日を定める規則**

神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第59号）附則ただし書に規定する規則で定める日は、平成27年4月1日とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第24号

**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第60号）の施行期日は、平成27年4月1日とする。

神奈川県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第25号

**神奈川県子ども・子育て会議条例の一部を改正する
条例附則第2項の規則で定める日を定める規則**

神奈川県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第61号）附則第2項の規則で定める日は、平成27年3月31日とする。

神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第26号

**神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部を改正する
規則**

神奈川県土地利用調整条例施行規則（平成8年神奈川県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第1条の2中「条例」を「神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号。以下「条例」という。）」に改め、同条を第1条とする。

第14条の2を削る。

附則第2項第7号を削る。

第3号様式及び第5号様式から第7号様式までの規定中

「神 奈 川 県 知 事 地 域 県 政 総 合 セ ン タ ー 所 長 殿」

を「神奈川県知事殿」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項第7号を削る改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第27号

**神奈川県立公文書館条例施行規則の一部を改正する
規則**

神奈川県立公文書館条例施行規則（平成5年神奈川県規則第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第18条第1項第3号中「文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指定した」を削り、「施設」の次に「として指定された施設」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第28号

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則（平成14年神奈川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第29号

神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例施行規則（平成8年神奈川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中

301	402						
304	305	403	1501				
302	303	306	404	405	406	1502	1503
307	401						

301				
304	305	1501		
302	303	306	1502	1503
307				

改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第30号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第27条第11号を次のように改める。

(11) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

第3号様式（付表10）中「工場着手予定年月日」を「工事着手予定年月日」に改める。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第31号

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年神奈川県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、経営等改善資金」を「経営等改善資金」に改め、「貸付けを」の次に「、認定中小企業者及び促進事業者に対し経営等改善資金（次条第5項第1号から第7号までに掲げる資金に限る。第3条第2項において同じ。）の貸付けを」を加える。

第2条第1項第1号中「とう載漁船」を「搭載漁船」に改め、同条第4項を同条第7項とし、同条第3項第1号中「改良便そう」を「改良便槽」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 沿岸漁業の従事者
- 沿岸漁業の従事者の組織する団体
- 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下である者

3 この規則において「認定中小企業者」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）第12条第1項に規定する認定中小企業者であつて、自ら又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が農工商等連携促進法第4条第2項第2号ハに規定する措置を行う者をいう。

4 この規則において「促進事業者」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する促進事業者であつて、六次産業化法第5条第4項第3号に規定する措置を行う者をいう。第3条第1項を次のように改める。

県は、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金（以下「資金」という。）を貸し付ける。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 県は、認定中小企業者及び促進事業者に対して、経営等改善資金を貸し付ける。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 金融・保険業を営む者
- (2) 手形交換所による取引停止処分中である者又は債務者として手形若しくは小切手の不渡りを発生させた後6月を経過していない者
- (3) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第9条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (4) 貸付けの申請に際し、前号に規定する者の関与があつた者
- (5) 営業に関し許可、認可、登録等を受けることとされている業を営む者で、当該許可、認可、登録等を受けていない者

第4条中「前条第1項」の次に「及び第2項」を、「一沿岸漁業従事者等」の次に「、一認定中小企業者又は一促進事業者」を加える。

第5条中「一沿岸漁業従事者等」の次に「、一認定中小企業者又は一促進事業者」を加える。

第7条第2項中「沿岸漁業の従事者の組織する」を削る。

第8条第1項中「者(その者が団体である場合には)」を「沿岸漁業従事者等(団体の場合にあつては)」に改め、「r)」の次に「又は貸付けを受けようとする認定中小企業者若しくは促進事業者から農工商等連携促進法第4条第2項第2号ハ若しくは六次産業化法第5条第4項第3号に規定する支援を受けようとする沿岸漁業従事者等(第20条において「支援を受けようとする沿岸漁業従事者等」という。))」を加え、同条第2項中「者」を「沿岸漁業従事者

等」に改め、同条第3項中「者又はその者の」を「沿岸漁業従事者等又はその」に改める。

第9条第1項中「事業計画書」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 事業計画書
- (2) 認定中小企業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書(第1号様式の2)及び農工商等連携促進法第5条第3項に規定する認定農工商等連携事業計画
- (3) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)第10条に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例(以下「農林漁業バイオ燃料法の特例」という。)を受ける場合にあつては、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画
- (4) 促進事業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書及び六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画
- (5) その他知事が必要と認める書類

第11条中「速やかに」を削り、「r)」の次に「、知事が指定する日までに、」を加える。

第19条中「神奈川県信用漁業協同組合連合会」を「農林中央金庫」に改める。

第20条中「者」の次に「(その者が認定中小企業者又は促進事業者である場合にあつては、支援を受けようとする沿岸漁業従事者等)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条、第6条関係)

資金の種類	貸付けの内容	限度額	償還期間等
経	1 操船作業省力化機器等設置資金	1 自動操だ装置の設置費用	7年(1年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農工商等連携促進法第14条第1項に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例(以下「農工商等連携促進法の特例」という。)又は六次産業化法第11条第1項に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例(以下「六次産業化法の特例」という。)を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の据置期間を含む。)以内とする。
		2 遠隔操縦装置の設置費用	
		3 サイドスラスターの設置費用	
		4 レーダーの設置費用	
		5 自動航跡記録装置の設置費用	
		6 GPS受信機の設置費用	
営	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1 動力式釣り機の設置費用	7年(1年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農工商等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の据置期間を含む。)以内とする。
		2 ラインホーラー等の揚網機の設置費用	
		3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用	
		4 巻取りウインチの設置費用	
		5 放電式集魚灯の設置費用	
		6 漁業用クレーンの設置費用	
		7 漁獲物等処理装置の設置費用	
		8 海水冷却装置の設置費用	
		9 海水殺菌装置の設置費用	
		10 漁業用ソナーの設置費用	
		11 カラー魚群探知機の設置費用	
		12 潮流計の設置費用	

		ては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあつては1台につき500万円)		
等	3 補機関等 駆動機器等 設置資金	1 補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む。）の設置費用 2 油圧装置の設置費用	500万円（補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む。）を設置する場合にあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき500万円）	7年（1年以内の据置期間を含む。）以内。ただし、農工商等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては9年（3年以内の据置期間を含む。）以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年（1年以内の据置期間を含む。）以内とする。
	4 燃料油消費 節減機器等 設置資金	1 漁船用環境高度対応機関の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	2,500万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき1,300万円）	7年（1年以内の据置期間を含む。）以内。ただし、農工商等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては9年（3年以内の据置期間を含む。）以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年（1年以内の据置期間を含む。）以内とする。
	5 新養殖技術 導入資金	知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は知事が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 1 養殖施設の設置費用 2 種苗の購入費用又は生産費用 3 餌料の購入費用	個人又は会社にあつては400万円、団体にあつてはその団体を構成する個人1人につき400万円	4年（2年以内の据置期間を含む。）以内。ただし、農工商等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては5年（3年以内の据置期間を含む。）以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては5年（2年以内の据置期間を含む。）以内とする。
改	6 資源管理 型漁業推進 資金	1 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 2 1と併せて低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 (1) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 (2) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための設備（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用	1,200万円	10年（3年以内の据置期間を含む。）以内。ただし、農工商等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては12年（5年以内の据置期間を含む。）以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては12年（3年以内の据置期間を含む。）以内とする。
	7 環境対応 型養殖業推 進資金	漁場の保全に関する取決めに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 1 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 2 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばつ気装置等の設置	2,000万円（持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組によるもの以外にあつては、1,200万円）	10年（3年以内の据置期間を含む。）以内。ただし、農工商等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては12年（5年以内の据置期間を含む。）以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては12年（3年以内の据置期間を含む。）以内とする。
善				

資 金		費用 3 1又は2に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用			
	8 乗組員安全機器等設置資金	1 転落防止用手すりの設置費用 2 安全カバー装置の設置費用 3 揚網機安全装置の設置費用	150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあつては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては40万円)	5年(1年以内の据置期間を含む。)以内	
	9 救命消防設備購入資金	1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーパブの購入費用 4 レーダートランスポンダの購入費用 5 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	130万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては10万円、イーパブを購入する場合にあつては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあつては65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては1件につき130万円)	救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては2年以内、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては5年以内	
	10 漁船転覆防止機器等設置資金	1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板下の魚槽の設置費用	150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあつては30万円、甲板上の魚槽を廃し、これに代えて甲板下に魚槽を設置する場合にあつては100万円)	5年(1年以内の据置期間を含む。)以内	
	11 漁船衝突防止機器等購入等資金	1 レーダー反射器の購入又は設置費用 2 無線電話の設置費用	120万円(レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円)	5年以内	
	12 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ)の購入費用	個人にあつては70万円、会社又は団体にあつては130万円	5年以内	
	13 定置網等洗浄機購入資金	定置網等の付着物を水中で洗浄するための機器の購入費用	125万円	5年(1年以内の据置期間を含む。)以内	
	生 活	1 生活合理化設備資金	1 し尿浄化装置又は改良便槽の設置に必要な資材の購入費用	30万円	3年以内
			2 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内
			3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内
	改 善	2 住居利用方式改善資金	1 居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用 2 炊事施設(炊事場、食事室等)の改造費用 3 衛生施設(浴室、便所、洗面所等)の改造費用 4 家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造費用	150万円	7年以内
			3 婦人・高齢者活動資金	1 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 2 1の機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	沿岸漁業の従事者の組織する団体1につき80万円
	青 年 漁 業 者 等	1 研修教育資金	知事が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	国内研修を受ける場合にあつては1人につき180万円(研修期間1月につき15万円とし、研修期間は12月を最大とする。)、国外研修を受ける場合にあつては1人につき100万円	5年(1年以内の据置期間を含む。)以内
2 高度経営技術習得資金			経営方法又は技術の習得で知事が定める基準に適合するものに必要な費用(パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置(制御用コンピュータ	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	5年以内

養成 確保 資金	3 漁業経営 開始資金	及び各種センサー類)及び関連機器(制御装置と直接連動する部分に限る。)の購入費用等) 知事が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用(漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、知事が別に定める費用を除く。)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円(沿岸漁業者経営改善促進グループ等にあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円)	10年(3年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農林漁業バイオ燃料料の特例を受ける場合にあつては12年(3年以内の据置期間を含む。)以内とする。
----------------	----------------	--	--	---

備考 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者に平成23年3月11日から平成28年3月31日までに貸し付けた経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る償還期間及び据置期間については、この表の償還期間等の欄中「7年」とあるのは「10年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「9年」とあるのは「12年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「4年」とあるのは「7年」と、「2年以内」とあるのは「5年以内」と、「5年」とあるのは「8年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。

第1号様式を次のように改める。

--	--

第1号様式(第9条、第10条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

経 由 機 関	漁業協同組合
経 由 年 月 日	年 月 日

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日
神奈川県知事殿

申請者 住 所
郵便番号
氏 名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり経営等改善資金(生活改善資金・青年漁業者等養成確保資金)の貸付けを受けたいので申請します。

資金の種類	申請額	償還期間	据置期間	資金交付希望日	貸 付 け に 係 る 事 業	
					事 業 量	事 業 費
	千円	年	年	月日		千円

(裏)

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申 請 者 と の 関 係

償 還 計 画

償還期日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円	円
償還期日	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円	円

申 請 者 の 概 要

氏名、生年月日及び年齢 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	年 月 日 (歳)
漁業開始の時期	年 月 日
主な漁業の種類	
資本金の額又は出資の総額(法人又は団体に限る。)	千円
常時使用する従業者数	人

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第9条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

誓約書

年 月 日

神奈川県知事殿

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則第3条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

住所
氏名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名) ㊟

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第2号様式から第3号様式の2までを次のように改める。

第2号様式 (第9条関係) (第1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

事業計画書

(経営等改善資金のうち新養殖
技術導入資金、資源管理型漁
業推進資金及び環境対応型養
殖業推進資金以外の資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台(セット)数	単価	
			円	千円

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載してください。

2 設置計画

(1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

(2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

備考1 記入上の留意事項

- 資金の種類及び機器等の種類名称の欄は、「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類及び「遠隔操縦装置」、「レーダー」等の機器等の種類名称を記入してください。
- メーカー名称及び型式名称の欄は、機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入してください。
- 施工者名称の欄は、機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入してください。
- 機器等の内容の欄は、機器等の性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入してください。

(第2面)

(例)

- 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット式操だ機 電動〇kW
- 遠隔操縦装置 推進機関 〇kW用
- 動力式釣り機 }
ラインホーラー } 〇〇漁業用 電動〇kW 巻揚速度〇m/min
ネットホーラー }
- 漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容
- 補機関 〇〇用 〇kW (動力取出装置のみの場合にあつては、取出し出力を記入してください。)
- 漁船用環境高度対応機関 〇〇kW
- 定速装置 〇〇用
- 安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー 〇〇製
揚錨機^{びょう}カバー 〇〇製
- 揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、〇〇用
- 救命胴衣 膨張式
- 漁獲物の横移動防止装置
 - 魚槽 長さ〇m×幅〇m×深さ〇mを〇個に仕切る。
 - 荷止板 〇〇製 長さ〇m×幅〇m×厚さ〇cm×〇枚
 - 隔壁 〇〇製 厚さ〇cm 〇枚設置 (防熱〇〇材 厚さ〇cm)
 - 魚溜^だめ 〇〇製 長さ〇m×幅〇m×深さ〇m
 - レーダー反射器 多板組立式 有効反射面積〇m² (つり下げ式)
 - 無線電話 〇Hz 〇W
 - 灯火付きブイ 白色〇W
 - レーダー反射器付きブイ 多板組立式 有効反射面積〇m²

備考2 機器等については、基準が示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらの写しを添付してください。

(第3面)

3 資金計画

資	金	調	達	方	法
沿	岸	漁	業	改	善
資	金	自	己	資	金
		そ	の		他
	千円		千円		千円

備考 申請者が沿岸漁業従事者等である場合は、収支・償還計画(第14号様式)を添付してください。ただし、乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器購入等資金及び漁具損壊防止機器等購入資金に係る事業計画書については、添付を省略することができます。

第3号様式 (第9条関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

事 業 計 画 書

(新養殖技術導入資金用)

1 総括表

申請者		購入設置費					千円		
養殖水産動植物の種類									
内 訳	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期			
				円	千円	年 月～ 年 月			
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
		cm		円	千円	年 月			
	種苗の生産	費	費	費	費	費	合計	生産数量	生産時期
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		年 月～ 年 月
餌料の購入	餌料の種類		数量	単価	金額	購入時期	購入先		
			kg	円	千円	年 月			
その他									
養殖技術の内容									
経営の概況	現在								
	今後								

(裏)

備考1 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載してください。

備考2 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携する沿岸漁業従事者等が行う事業の内容を記載してください。

備考3 養殖技術の内容の欄は、「新品種養殖技術」、「沈下式(又は浮沈式)養殖技術」、「淡水魚の海水馴化養殖技術」、「移動式小割式養殖技術」等と記入してください。

備考4 経営の概況の欄は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入してください。

2 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

備考 申請者が沿岸漁業従事者等である場合は、収支・償還計画(第14号様式)を添付してください。

第3号様式の2 (第9条関係) (第1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

事業計画書
(資源管理型漁業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類	名称	台数	
				円
				千円

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載してください。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携する沿岸漁業従事者等が行う事業の内容を記載してください。

イ 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

ウ 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期		月～月
開発・利用の方法				

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携する沿岸漁業従事者等が行う事業の内容を記載してください。

(第2面)

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

ウ 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

イ 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量		年間 t
活魚出荷の方法				

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者及び連携する沿岸漁業従事者等のそれぞれが行う事業の内容を記載してください。

(第3面)

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(ロ) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対象魚種	加工量(原料魚)	年間 t
加工の方法		

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者及び連携する沿岸漁業従事者等のそれぞれが行う事業の内容を記載してください。

(イ) 加工に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

備考 水産資源の管理に関する取決めの写し及び収支・償還計画(第14号様式)を添付してください。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、収支・償還計画を添付する必要はありません。

第3号様式の3(第1面)及び(第2面)を次のように改める。

第3号様式の3 (第9条関係) (第1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

事業計画書
(環境対応型養殖業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円
	種類名称	台数	単価 円	

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載してください。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他の	

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携する沿岸漁業従事者等が行う事業の内容を記載してください。

(第2面)

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携する沿岸漁業従事者等が行う事業の内容を記載してください。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
		メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・魚網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携する沿岸漁業従事者等が行う事業の内容を記載してください。

イ 薬品・魚網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
		メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

備考 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携する沿岸漁業従事者等が行う事業の内容を記載してください。

第3号様式の3 (第3面) 中

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

備考 漁場の保全に関する取決めの写し及び収支計画(第14号様式)を添付してください。

資金調達方法

沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

備考 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し及び収支・償還計画(第14号様式)を添付してください。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、収支・償還計画を添付する必要はありません。

を改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第9条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

事業計画書

(生活合理化設備資金及び
住居利用方式改善資金用)

1 総括表

申請者	世帯主との続き柄
家族員	(うち沿岸漁業の従事者 人)
経営の概況	

備考 1 家族員の欄は、「父、母、本人、本人の妻、子〇人、弟〇人」というように記入してください。

備考 2 経営の概況の欄は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等並びに年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を記入してください。

2 事業計画

事業の内容		改善を必要とする理由	
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金		
		施行予定	着工年月 竣工年月
工事内容		資材購入費 工事費 合計	千円 千円 千円

備考 1 事業の内容の欄は、生活合理化設備資金の貸付けを受けようとする場合にあつては「し尿浄化装置の設置に必要な資材の購入」等と記入し、住居利用方式改善資金の貸付けを受けようとする場合にあつては「子供室の改造」、「浴室の改造」等と改善箇所を具体的に記入し、改善箇所が2以上あるときは、その主要なものに◎を付けてください。

備考 2 工事内容の欄は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入してください。

(裏)

3 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

4 水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の意見

備考 貸付活動の態様及び内容に応じて、水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員が記入する。

第4号様式の2中

「3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	を

「3 資金計画

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

に

4 水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員の見解

--

備考 貸付活動の態様及び内容に応じて、水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員が記入する。

」

改める。

第5号様式中「使用主」を「使用者」に改め、

申請額	千円 (人分)
-----	----------

を

研修の名称 (研修コース名)	教育・試験研究機関等研修
	海外研修 漁家研修 資格取得研修 (研修コース名)

に、

削り、「漁家名」の次に「(国外研修にあつては、派遣機関名)」を加え、

研修の種類 (研修コース名)	教育・試験研究機関等研修 海外研修 漁家研修 資格取得研修 (研修コース名)
研修の内容	

を

「研修期間」を「研修機関」に改める。

」

第5号様式の2中

申請者	購入する機器等			購入費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

を

申請者	購入設置する機器等			購入費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

に、

購入費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

を

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

に

改める。

第6号様式(第1面)及び(第2面)を次のように改める。

」

第6号様式(第9条関係)(第1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

事業計画書

(漁業経営開始資金(部門経営開始資金を除きます。)のうち漁船漁業を開始する場合用)

1 総括表

申請者		購入設置費			千円		
開始する漁業の種類							
内 訳	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期		
			t kW	千円	年月～年月		
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年月 ～年月	
	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年月 ～年月	
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年月	
	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年月	
その他							

(第2面)

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴：学校、研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画(年間)

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
				kg	円	
合計						

備考 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入してください。

第6号様式(第3面)中

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目		円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

を

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合計						

に、

「収支計画」を「収支・償還計画」に改める。

第6号様式の2(第1面)中

「購入・設置費
(A+B+C+D+E)」を「購入設置費」に、

養殖水産動物の種類		申請額	千円
-----------	--	-----	----

を

養殖水産動植物の種類	
------------	--

に、

「金額A」を「金額」に、

年月	年月～年月
金額B 千円	金額 千円
購入又は設置時期 年月	購入又は設置時期 年月～年月

を

に、

「金額C」を「金額」に、「餌料」を「餌料」に、

数量	単価	金額D	数量	単価	金額
	円	千円	kg	円	千円

を

に、

その他			金額E		
			千円		

を

その他	
-----	--

に

改め、同様式(第3面)中

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目		円	千円	千円	千円	
2年目						

を

3年目						
合計						

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

「収支計画」を「収支・償還計画」に改める。

第6号様式の3(第1面)中

「**購入・設置費**
(A+B+C+D+E+F)」を「**購入設置費**」に、

開始する漁業の種類		申請額	千円
-----------	--	-----	----

開始する漁業の種類	
-----------	--

「金額A」を「金額」に、

金額B	購入又は設置時期
千円	年月
金額C	購入又は設置時期
千円	年月

を

金額	購入又は設置時期
千円	年月 ～年月
金額	購入又は設置時期
千円	年月 ～年月

に、

「餌料」を「餌料」に、「金額D」及び「金額E」を「金額」に、

その他				金額F		
				千円		

その他	
-----	--

改め、同様式(第3面)中

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					

2年目					
3年目					
合計					

改める。

第6号様式の4(第1面)中

「購入・設置費
①+②+③+④+⑤」を「購入設置費」に、

「養殖水産動物の種類」申請額 千円 を

「養殖水産動植物の種類」に、

「金額①」を「金額」に、

「

年月
金額②
千円
購入又は設置時期
年月

」を「

年月~年月
金額
千円
購入又は設置時期
年月~年月

」に、

「金額③」を「金額」に、「餌料」を「餌料」に、

「

数量	単価	金額④
	円	千円

」を「

数量	単価	金額
kg	円	千円

」に、

「その他」金額⑥ 千円 を

「その他」に

改め、同様式(第3面)中

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

(単位:千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合計					

改める。

第7号様式中

第1回	年 月 日
第2回	年 月 日
第3回	年 月 日
第4回	年 月 日
第5回	年 月 日
第6回	年 月 日
第7回	年 月 日
第8回	年 月 日
第9回	年 月 日
第10回	年 月 日

を

第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	千円
第3回	年 月 日	千円
第4回	年 月 日	千円
第5回	年 月 日	千円
第6回	年 月 日	千円
第7回	年 月 日	千円
第8回	年 月 日	千円
第9回	年 月 日	千円
第10回	年 月 日	千円

を

第1回	年 月 日
第2回	年 月 日
第3回	年 月 日
第4回	年 月 日
第5回	年 月 日
第6回	年 月 日
第7回	年 月 日
第8回	年 月 日
第9回	年 月 日
第10回	年 月 日
第11回	年 月 日
第12回	年 月 日

に改める。

第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	千円
第3回	年 月 日	千円
第4回	年 月 日	千円
第5回	年 月 日	千円
第6回	年 月 日	千円
第7回	年 月 日	千円
第8回	年 月 日	千円
第9回	年 月 日	千円
第10回	年 月 日	千円
第11回	年 月 日	千円
第12回	年 月 日	千円

に改め、同様

第8号様式(表)中「はり付け」を「貼付け」に、「神奈川県信用漁業協同組合連合会」を「農林中央金庫」に、

式(裏)を次のように改める。

(裏)

沿岸漁業改善資金借受特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「甲」という。)は、神奈川県(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)にかかわらず、直ちに請求した金額の全額を弁済する。

- (1) 甲がこの借入金をこの証書に記載した借入れの目的以外の目的に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 甲が、この資金借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 甲につき仮差押命令の申立て、差押命令の申立て若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所による取引停止処分を受けたとき又は清算を開始したとき。
- (5) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押を受けたとき。
- (6) 甲が乙に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用に収容されたとき。
- (8) 甲が神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)及びこの契約に基づく義務の履行を怠つたとき。
- (9) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 甲は、事業完了後20日以内に乙に対し沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書(第9号様式)を提出するものとする。この場合において、甲が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 甲は、乙の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を乙に報告する。

(弁済の充当)

第3条 甲及び保証人は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

(違約金)

第4条 甲は、支払期日に償還金又は規則第14条の規定により請求を受けた金額の支払をしないときは、遅延日数1日につきその支払うべき金額に遅延日数に応じ、年12.25パーセントの割合で計算した額の違約金を乙に支払う。

2 甲は、規則第16条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について甲と連帯して、甲と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第6条 甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずる。

2 乙は、保証人の変更に関し甲から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずる。

第12号様式中「神奈川県信用漁業協同組合連合会」を「農林中央金庫」に、

第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	千円
第3回	年 月 日	千円
第4回	年 月 日	千円
第5回	年 月 日	千円
第6回	年 月 日	千円
第7回	年 月 日	千円
第8回	年 月 日	千円
第9回	年 月 日	千円
第10回	年 月 日	千円

を

第2回	年 月 日	千円
第3回	年 月 日	千円
第4回	年 月 日	千円
第5回	年 月 日	千円
第6回	年 月 日	千円
第7回	年 月 日	千円
第8回	年 月 日	千円
第9回	年 月 日	千円
第10回	年 月 日	千円
第11回	年 月 日	千円
第12回	年 月 日	千円

に改める。

第14号様式を次のように改める。

第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	千円
第3回	年 月 日	千円
第4回	年 月 日	千円
第5回	年 月 日	千円
第6回	年 月 日	千円
第7回	年 月 日	千円
第8回	年 月 日	千円
第9回	年 月 日	千円
第10回	年 月 日	千円
第11回	年 月 日	千円
第12回	年 月 日	千円

に改める。

第13号様式中

第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	千円
第3回	年 月 日	千円
第4回	年 月 日	千円
第5回	年 月 日	千円
第6回	年 月 日	千円
第7回	年 月 日	千円
第8回	年 月 日	千円
第9回	年 月 日	千円
第10回	年 月 日	千円

を

第1回	年 月 日	千円
-----	-------	----

第14号様式(第2号様式、第3号様式、第3号様式の2、第3号様式の3、第6号様式、第6号様式の2関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

収支・償還計画

1 収支計画

(単位:千円)

		最近1年間 (年度)	今 後 の 予 想		
			年度	年度	年度
漁業部門	収入	販売高 合計(A)			
	支出	販売手数料 燃料食糧 漁食種餌 氷函加工 修繕資材 消耗品 乗組員等 乗組員等 漁船保険 営業租 営公減価 償却 その他			
		合計(B)			
		差引損益(A-B=C)			
		漁業以外の事業	収入 支出 (うち減価償却費)	()	()
	差引損益(D)				
営業外の収支	営業外収入				
	営業外支出 (うち借入金利息)	()	()	()	
	差引営業外損益(E)				
経常損益(C+D+E=F)					

(裏)

2 償還計画

(単位:千円)

		今 後 の 予 想
沿岸漁業改善資金償還金(G)		
償還財源	漁業部門差引損益(C)	
	経常損益(F)	
漁業部門減価償却費(H)		
差引余裕金(C+H-G)		
差引余裕金(F+H-G)		

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

医師法等に基づく書類の経由に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第32号

医師法等に基づく書類の経由に関する規則の一部を改正する規則

医師法等に基づく書類の経由に関する規則(昭和44年神奈川県規則第29号)の一部を次のように改正する。

本則第4号から第6号までを次のように改める。

- (4) 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)
(5) 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)
(6) 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川県病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第33号

神奈川県病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

神奈川県病院事業の財務に関する特例を定める規則(平成22年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1 流動資産の表中

Table with 4 columns: 前払費用, 前払保険料, 前払消費税及び地方消費税, その他前払費用, 前払金, 貸借対照日から起算して1年以内に費用となるもの, 前払費用に属さないもの

Table with 4 columns: 前払費用, 前払保険料, その他前払費用, 前払消費税及び地方消費税, その他前払金, 前払金, 貸借対照日から起算して1年以内に費用となるもの, 前払費用に属さないもの

改める。

附則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2 平成26年度以前の事業年度については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。平成27年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第34号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和46年神奈川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第1号様式を削る。

第2号様式(表)中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を第1号様式とする。

第3号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を第4号様式とする。

附則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2 この規則による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県立よこはま看護専門学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第35号

神奈川県立よこはま看護専門学校条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立よこはま看護専門学校条例施行規則(昭和50年神奈川県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「80人」を「120人」に改める。

別表専門分野Iの項中

Table with 3 columns: 基礎看護学VIII, 2, 45

基礎看護学IX	1	15	を	平成27年3月27日	神奈川県知事 黒岩 祐治
基礎看護学X	1	15	」	神奈川県規則第36号	調理師法施行細則の一部を改正する規則
基礎看護学VIII	1	30	」	調理師法施行細則(昭和34年神奈川県規則第29号)の一部を次のように改正する。	第6条中「書類(」の次に「法第3条第1号に規定する調理師養成施設及び」を加える。
基礎看護学IX	1	15	に	附 則	この規則は、平成27年4月1日から施行する。
基礎看護学X	1	15	」		
基礎看護学XI	1	15	」		
改め、同表専門分野IIの項中					
成人看護学IV	2	60	を	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	平成27年3月27日
成人看護学V	1	30	」	神奈川県知事 黒岩 祐治	神奈川県規則第37号
成人看護学IV	1	30	に、	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
成人看護学V	1	30	」	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成7年神奈川県規則第56号)の一部を次のように改正する。	別表第1ジクロロ酢酸の項中「0.04mg/ℓ」を「0.03mg/ℓ」に改め、同表トリクロロ酢酸の項中「0.2mg/ℓ」を「0.03mg/ℓ」に改める。
成人看護学VI	1	30	」	附 則	この規則は、平成27年4月1日から施行する。
老年看護学実習I	1	45	を		
老年看護学実習II	1	45	」		
老年看護学実習III	2	90	」		
老年看護学実習I	2	90	に		
老年看護学実習II	2	90	」		
改める。					
附 則					
(施行期日)					
1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。					
(経過措置)					
2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に神奈川県立よこはま看護専門学校の第1学年に入学する者について適用する。					
3 平成27年3月31日に神奈川県立よこはま看護専門学校の在学する者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。					
4 施行日以後において、神奈川県立よこはま看護専門学校の編入学し、転入学し、又は再入学した者に適用する授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、当該者の相当する学年の在学者に適用する授業科目、単位数及び時間数と同じ授業科目、単位数及び時間数とすることができる。					
調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。					
				魚介類行商等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	平成27年3月27日
				神奈川県知事 黒岩 祐治	神奈川県規則第38号
				魚介類行商等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
				魚介類行商等に関する条例施行規則(昭和41年神奈川県規則第78号)の一部を次のように改正する。	
				別表1の項(3)中「壁及び」を削り、「すき間なく平滑に作られ、明色」を「隙間がなく、清掃しやすい構造」に改め、同項(4)中「不浸透性材料で平滑に張つてある」を「耐水性材料で作られ、隙間がなく、清掃しやすい構造である」に改め、同項(5)中「不浸透性材料」を「耐水性材料」に、「平滑で排水に適した勾配がある」を「清掃しやすく、排水がよい構造である」に改め、同項(6)中「よく、」の次に「作業に支障がない」を加え、同項(15)中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同項(17)中「内面及び外面が平滑」を「洗浄、殺菌等が容易」に改め、同項(18)中「ふた」を「蓋」に改め、同項(19)中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同表2の項(3)中「壁及び」	

を削り、「すき間なく平滑に作られ、明色」を「隙間がなく、清掃しやすい構造」に改め、同項(4)中「不浸透性材料で平滑に張つてある」を「耐水性材料で作られ、隙間がなく、清掃しやすい構造である」に改め、同項(5)中「不浸透性材料」を「耐水性材料」に、「平滑で排水に適した勾配がある」を「清掃しやすく、排水がよい構造である」に改め、同項(6)中「よく、」の次に「作業に支障がない」を加え、同項(7)中「かま場」を「釜場」に、「天がい式」を「天蓋式」に改め、同項(13)中「清掃洗浄」を「洗浄、殺菌等」に改め、同表3の項(2)中「空びん置場」を「空瓶置場」に改め、同項(3)中「壁及び」を削り、「なく平滑に作られ、明色」を「がなく、清掃しやすい構造」に改め、同項(4)中「不浸透性材料で平滑に張つてある」を「耐水性材料で作られ、隙間がなく、清掃しやすい構造である」に改め、同項(5)中「不浸透性材料」を「耐水性材料」に、「平滑で排水に適した勾配がある」を「清掃しやすく、排水がよい構造である」に改め、同項(6)中「店舗は、」の次に「作業に支障がない」を加え、同項(13)の次に次のように加える。

(給水及び汚物処理の施設及び設備)

第3号様式の2中「神奈川県知事(氏名)印(神奈川県保健福祉事務所長)」を「神奈川県知事(氏名)印」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第39号

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則(昭和34年神奈川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第23条第1項及び第2項(法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定により、必要な土地を使用し、土石等を使用し、及び収用し、車両等及び器具を使用し、並びに工作物等を処分し、並びに付近に居住する者等をこれらの業務に従事させること。

第1条の2第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法第23条第1項及び第2項の規定により、必要な土地を使用し、土石等を使用し、及び収用し、車両等及び器具を使用し、並びに工作物等を処分し、並びに付近に居住する者等をこれらの業務に従事させること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第40号

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則

砂利採取法施行細則(昭和43年神奈川県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第1条第10号中「第3項」を「第4項」に改め、同条第11号中「第36条第3項」を「第36条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川県歯科技工士国家試験委員規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第41号

神奈川県歯科技工士国家試験委員規則を廃止する規則

神奈川県歯科技工士国家試験委員規則(昭和57年神奈川県規則第92号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令

神奈川県訓令第2号

庁中一般
出先機関一般

許認可等事務の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

許認可等事務の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程

許認可等事務の標準処理期間に関する規程(平成6年神奈川県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

別表環境農政局の表農政課の項2中「準用する」の次に「同法」を加え、同項中25及び26を削り、27を25とし、28から32までを2ずつ繰り上げ、33を削り、34を31とし、同表担い手支援課の項2中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に、「第7条第1項」を「(昭和55年法律第65号)第8条第1項」に改め、同項3中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項に次のように加える。

9	導入計画の認定	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項	36	地域県政総合センター 一 地区農政事務所 同	20
10	導入計画の変更の認定	同法第5条第1項	36	同	20

11 農地中間管理事業評価委員会の委員の認可	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第6条第3項	10							
12 農地中間管理機構の役員の選任及び解任の認可	同法第7条第1項	10							
13 農地中間管理事業規程の認可	同法第8条第1項	10							
14 事業計画等の認可	同法第9条第1項	10							
15 農地中間管理事業の休止又は廃止の認可	同法第14条第1項	10							
16 農用地利用配分計画の認可	同法第18条第1項	60							
17 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認	同法第20条	10							
18 農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除の承認	同法第21条第2項	10							
19 農地中間管理事業に係る業務の委託の承認	同法第22条第2項	10							
<p>別表環境農政局の表畜産課の項10中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同表自然環境保全センターの項6中「許可」を「認可」に改め、同表地区農政事務所の項畜産課関係の項19中「動物用医薬品一般販売業」を「動物用医薬品店舗販売業」に、「第27条」を「第28条第3項ただし書」に改め、同項20中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改める。</p> <p>別表保健福祉局の表薬務課の項39中「48」を「70」に改め、同項40中「48」を「60」に改め、同項43中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同表保健福祉事務所の項薬務課関係の項8中「第2項」を「第4項」に改める。</p> <p>別表産業労働局の表中小企業支援課の項57及び58を削り、同項中56を69とし、55を68とし、53及び54を削り、同項52中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項中52を67とし、同項51中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項中51を66とし、49及び50を削り、48を65とし、36から47までを17ずつ繰り下げ、同項35中「商工会法(昭和35年法律第89号)」を「同法」に改め、同項中35を52とし、34を44とし、その次に次のように加える。</p>									
45 商工会の設立の認可	商工会法(昭和35年法律第89号)第23条第1項	8							
46 商工会会員による総会招集の承認	同法第42条第5項	8							
47 商工会の定款変更の認可	同法第44条第2項	6							
48 商工会の合併の認可(49に係るものを除く。)	同法第52条の2第2項	8							
49 商工会の合併の認可(新商工会が市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする合併に係るものに限る。)	同	33							
50 商工会の清算人による財産処分の方法の認可	同法第54条第1項	8							
51 総会の議決を経ない場合の商工会の清算人による財産処分の方法の認可	同法第54条第2項	8							
<p>別表産業労働局の表中小企業支援課の項中33を43とし、同項32中「中小企業団体の組織に関する法律」を「同法」に改め、同項中32を42とし、31を40とし、その次に次のように加える。</p>									
41 事業協同組合等から協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	15							
<p>別表産業労働局の表中小企業支援課の項中30を38とし、その次に次のように加える。</p>									
39 商工組合及び商工組合連合会の余裕金の運用の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5ただし書	15							
<p>別表産業労働局の表中小企業支援課の項中29を37とし、26から28までを8ずつ繰り下げ、同項25中「(昭和32年法律第185号)」を削り、同項中25を33とし、24を26とし、その次に次のように加える。</p>									
27 協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第5条の7第2項	15							
28 協業組合の設立の認可	同法第5条の17第1項	15							
29 協業組合の組合員による総会招集の承認	同法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条	15							
30 協業組合の定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項	10							
31 協業組合の余裕金の運用の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5ただし書	15							
32 協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項	15							
<p>別表産業労働局の表中小企業支援課の項中23を25とし、19から22までを2ずつ繰り下げ、同項18中「第82条第4項」を「第82条の10第4項」に、「15」を「10」に改め、同項中18を20とし、17を19とし、16を18とし、同項15中「解散」の次に「決議」を加え、同項中15を17とし、同項14中「共済事業を行う中小企業等協同組合等」を「中小企業等協同組合」に改め、同項中14を16とし、同項13中「火災共済協同組合」を「協同組合連合会」に改め、同項中13を15とし、12を14とし、5から11までを2ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。</p>									
5 事業協同組合の火災共済事業の認可	同法第9条の7の2第1項	15							
6 事業協同組合の火災共済規程の変更又は廃止の認可	同法第9条の7の2第5項	15							
<p>別表県土整備局の表都市計画課の項1及び2を削り、同項3中「同法」を「都市計画法(昭和43年法律第100号)」に、「 同 」を「 土木事務所 」に改め、同項中3を1とし、4を2とし、5を3とし、6を削り、7を4とし、同項8中「都市計画事業」を「国の機関、都道府県及び市町村以外の者による都市計画事業」に改め、同項中8を5とし、9を6とし、同表都市整備課の項49中「第8条」を「第8条第1項」に、</p>									

<p>「60 」を</p>	<p>120 土木事務所 鎌倉市 逗子市 厚木市 海老名市 南足柄市 綾瀬市 葉山町 中井町 山北町 開成町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村</p>	<p>5</p> <p>に改め、同</p>	<p>ものに限る。)</p> <p>45 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築基準 法第6条第1項第2号 又は第3号に掲げる建 築物(以下この項にお いて「2号又は3号建 築物」という。)に係る ものであって、長期優 良住宅の適合証の添付 があり、法第6条第2 項の審査の申出があり、 建築基準法第6条第5 項又は第18条第4項に 規定する構造計算適合 性判定(以下この項に おいて「構造計算適合 性判定」という。)が不 要であるものに限る。)</p>	<p>同</p> <p>35</p>	
<p>項中50を52とし、49の次に次のように加える。</p>			<p>46 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築基準 法第6条第1項第4号 に掲げる建築物(以下 この項において「4号 建築物」という。)に係 るものであって、長期 優良住宅の適合証の添 付があり、法第6条第 2項の審査の申出があ り、構造計算適合性判 定が不要であるものに 限る。)</p>	<p>同</p> <p>15</p>	
<p>50 屋外広告業者の登録 51 屋外広告業者の登録 の更新</p>	<p>同条例第24条第1項 同条例第24条第3項</p>	<p>14 14</p>	<p>47 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築物に 係るものであって、長 期優良住宅の適合証の 添付がなく、法第6条 第2項の審査の申出が あり、構造計算適合性 判定が不要であるもの に限る。)</p>	<p>同</p> <p>43</p>	
<p>別表県土整備局の表建築指導課の項中41から51までを次のよう に改める。</p>			<p>48 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が共同住宅 等である建築基準法第 6条第1項第1号から 第3号までに掲げる建 築物(以下この項にお いて「1号から3号建 築物」という。)に係る ものであって、長期優 良住宅の適合証の添付 があり、法第6条第2 項の審査の申出があり、 構造計算適合性判定が 不要であるものに限 る。)</p>	<p>同</p> <p>35</p>	
<p>41 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築物に 係るものであって、長 期優良住宅の普及の促 進に関する法律施行細 則(平成21年神奈川県 規則第55号)第1条第 1号に規定する登録住 宅性能評価機関が交付 する適合証(以下この 項において「長期優良 住宅の適合証」という。) の添付があり、長期優 良住宅の普及の促進に 関する法律(平成20年 法律第87号)第6条第 2項に規定する審査の 申出(以下この項にお いて「法第6条第2項 の審査の申出」という。) がないものに限る。)</p>	<p>長期優良住宅の普及 の促進に関する法律 第6条第1項及び第 8条第1項</p>	<p>7</p>	<p>49 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が共同住宅 等である4号建築物に 係るものであって、長 期優良住宅の適合証の 添付があり、法第6条 第2項の審査の申出が あり、構造計算適合性 判定が不要であるもの に限る。)</p>	<p>同</p> <p>15</p>	
<p>42 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築物に 係るものであって、長 期優良住宅の適合証の 添付がなく、法第6条 第2項の審査の申出が ないものに限る。)</p>	<p>同</p>	<p>43</p>	<p>44 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が共同住宅 等である建築物に係る ものであって、長期優 良住宅の適合証の添付 がなく、法第6条第2 項の審査の申出がない ものに限る。)</p>	<p>同</p> <p>14</p>	
<p>43 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が共同住宅 等である建築物に係る ものであって、長期優 良住宅の適合証の添付 があり、法第6条第2 項の審査の申出がない ものに限る。)</p>	<p>同</p>	<p>14</p>	<p>45 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が共同住宅 等である建築物に係る ものであって、長期優 良住宅の適合証の添付 がなく、法第6条第2 項の審査の申出がない ものに限る。)</p>	<p>同</p> <p>50</p>	
<p>44 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が共同住宅 等である建築物に係る ものであって、長期優 良住宅の適合証の添付 がなく、法第6条第2 項の審査の申出がない</p>	<p>同</p>	<p>50</p>	<p>46 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築基準 法第6条第1項第4号 に掲げる建築物(以下 この項において「4号 建築物」という。)に係 るものであって、長期 優良住宅の適合証の添 付があり、法第6条第 2項の審査の申出があ り、構造計算適合性判 定が不要であるものに 限る。)</p>	<p>同</p> <p>35</p>	

<p>に限る。) 50 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が共同住宅 等である建築物に係る ものであって、長期優 良住宅の適合証の添付 がなく、法第6条第2 項の審査の申出があり、 構造計算適合性判定が 不要であるものに限 る。)</p>	<p>同</p>	<p>50</p>		<p>添付がなく、法第54条 第2項の審査の申出が ないものに限る。)</p>	<p>同</p>	<p>35</p>	
<p>51 長期優良住宅建築等 計画の認定又は変更の 認定(法第6条第2項 の審査の申出があり、 構造計算適合性判定が 必要であるものに限 る。)</p>	<p>同</p>	<p>62</p>		<p>58 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である2号又は 3号建築物に係るもの であって、低炭素建築 物の適合証の添付があ り、法第54条第2項の 審査の申出があり、構 造計算適合性判定が不 要であるものに限る。)</p>	<p>同</p>	<p>15</p>	
<p>別表県土整備局の表建築指導課の項52から54までを削り、同項55 中「8」を「7」に改め、同項中55を52とし、56を53とし、同項 に次のように加える。</p>							
<p>54 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築物に 係るものであって、都 市の低炭素化の促進に 関する法律に基づく低 炭素建築物新築等計画 の認定等に関する規則 (平成24年神奈川県規 則第108号)第2条第1 号に規定する登録建築 物調査機関又は登録住 宅性能評価機関が交付 する適合証(以下この 項において「低炭素建 築物の適合証」という。 の添付があり、都市の 低炭素化の促進に関 する法律(平成24年法 律第84号)第54条第2 項に規定する審査の申 出(以下この項におい て「法第54条第2項の 審査の申出」という。 がないものに限る。)</p>	<p>都市の低炭素化の促進 に関する法律第54 条第1項及び第55条 第1項</p>	<p>7</p>		<p>59 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である4号建築 物に係るものであって、 低炭素建築物の適合証 の添付があり、法第54 条第2項の審査の申出 があり、構造計算適合 性判定が不要であるも のに限る。)</p>	<p>同</p>	<p>43</p>	
<p>55 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築物に 係るものであって、低 炭素建築物の適合証の 添付がなく、法第54条 第2項の審査の申出が ないものに限る。)</p>	<p>同</p>	<p>43</p>		<p>60 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅である建築物に 係るものであって、低 炭素建築物の適合証の 添付がなく、法第54条 第2項の審査の申出が あり、構造計算適合性 判定が不要であるもの に限る。)</p>	<p>同</p>	<p>35</p>	
<p>56 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅以外の建築物に 係るものであって、低 炭素建築物の適合証の 添付があり、法第54条 第2項の審査の申出が ないものに限る。)</p>	<p>同</p>	<p>14</p>		<p>61 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅以外である1号 から3号建築物に係る ものであって、低炭素 建築物の適合証の添付 があり、法第54条第2 項の審査の申出があり、 構造計算適合性判定が 不要であるものに限 る。)</p>	<p>同</p>	<p>15</p>	
<p>57 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅以外の建築物に 係るものであって、低 炭素建築物の適合証の</p>	<p>同</p>	<p>50</p>		<p>62 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅以外の建築物に 係るものであって、低 炭素建築物の適合証の 添付がなく、法第54条 第2項の審査の申出が あり、構造計算適合性 判定が不要であるもの に限る。)</p>	<p>同</p>	<p>50</p>	
				<p>63 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(用途が一戸建て の住宅以外の建築物に 係るものであって、低 炭素建築物の適合証の 添付がなく、法第54条 第2項の審査の申出が あり、構造計算適合性 判定が不要であるもの に限る。)</p>	<p>同</p>	<p>62</p>	
				<p>64 低炭素建築物新築等 計画の認定又は変更の 認定(法第54条第2項</p>	<p>同</p>	<p></p>	

の審査の申出があり、構造計算適合性判定が必要であるものに限る。)

別表県土整備局の表土木事務所の項砂防海岸課関係の項25中「海岸法」を「同法」に改め、同表土木事務所の項建築安全課関係の項1中「第8条第3項」を「第17条第3項」に改め、同項5中「第9条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項に次のように加える。

9 建築物の地震に対する安全性に係る認定(建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に係るものに限る。)	同法第22条第2項	30
10 建築物の地震に対する安全性に係る認定(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。)	同	10
11 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に係るものに限る。)	同法第25条第2項	30
12 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。)	同	10

別表地域県政総合センターの表環境部の項資源循環課関係の項1から10までを削り、同項11中「同法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改め、同項中11を1とし、12から22までを10ずつ繰り上げ、同表環境部の項廃棄物指導課関係の項中21を31とし、2から20までを10ずつ繰り下げ、同項1中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「同法」に改め、同項中1を11とし、その前に次のように加える。

1 一般廃棄物処理施設の設置の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条の2に定める施設に係るものを除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項	60
2 一般廃棄物処理施設の設置の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の2に定める施設に係るものに限る。)	同	120
3 一般廃棄物処理施設の使用の検査	同法第8条の2第5項	30
4 一般廃棄物処理施設の変更の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の2に定める施設に係るものを除く。)	同法第9条第1項	60
5 一般廃棄物処理施設の変更の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の2に定める施設に係るものに限る。)	同	120
6 一般廃棄物処理施設	同法第9条第2項に	30

の変更の使用の検査	において準用する同法第8条の2第5項	
7 一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定	同法第9条の2の4第1項	30
8 一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定の更新	同法第9条の2の4第2項	30
9 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	同法第9条の5第1項	60
10 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可	同法第9条の6第1項	60

別表地域県政総合センターの表農政部の項畜産課関係の項19中「動物用医薬品一般販売業」を「動物用医薬品店舗販売業」に、「第27条」を「第28条第3項ただし書」に改め、同項20中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公安委員会規則

神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

神奈川県公安委員会
委員長 岩 澤 啓 子

神奈川県公安委員会規則第3号

神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県警察の組織に関する規則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第70条の2」を「第70条の3」に、「第99条の2」を「第99条の3」に改める。
第56条の2を第56条の3とし、第56条の次に次の1条を加える。(特殊詐欺対策室)

第56条の2 刑事部捜査第二課に、神奈川県警察特殊詐欺対策室(以下「特殊詐欺対策室」という。)を附置する。

- 2 特殊詐欺対策室は、本部内に置く。
- 3 特殊詐欺対策室は、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査その他必要な事務の処理に当たる。
第66条第1項中「検視室」の次に「、特殊詐欺対策室」を加え、同条第2項中「検視室、」の次に「特殊詐欺対策室、」を加え、「人身安全事態対処室及び」を「人身安全事態対処室、特殊詐欺対策室及び」に改め、同条第3項中「検視室」の次に「、特殊詐欺対策室」を加える。
第2章第5節中第70条の2の次に次の1条を加える。

(心理員)

第70条の3 本部長は、必要と認めるときは、課及び室に心理員を置くことができる。

- 2 心理員には、技術職員をもつて充てる。
- 3 心理員は、上司の命を受けて専門的事項の相談、分析及び対策に関する業務に従事する。

第6章中第99条の2の次に次の1条を加える。

(心理員)

第99条の3 本部長は、必要と認めるときは、警察署に心理員を置くことができる。

2 心理員には、技術職員をもつて充てる。

3 心理員は、上司の命を受けて専門的事項の相談、分析及び対策に関する業務に従事する。

第100条第1項第1号中「4,585人」を「4,603人」に改め、同項第2号中「4,744人」を「4,762人」に改める。

第102条中「第70条の2」を「第70条の3」に、「第99条の2」を「第99条の3」に改める。

第104条第2項中「又は」を「、」に改め、「第6条第1項」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年神奈川県条例第77号）第9条第1項第2号」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。